

第 10 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本県職員等恩給条例の一部改正)

第1条 熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「懲役若クハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条ノ2中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。
前項ノ規定ニ拘ラズ退隠料及増加退隠料ハ之ヲ受クル者3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレ刑法(明治40年法律第45号)第27条第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡又ハ同法第27条ノ7第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第29条第1項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の2項を加える。

第1項ノ規定ニ拘ラズ扶助料ヲ受クル者3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレ刑法第27条第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡又ハ同法第27条ノ7第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス

前項ノ規定ハ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ刑法第27条第2項前段ニ規定スル効力継続期間又ハ同法第27条ノ7第2項前段ニ規定スル効力継続期間中ノ者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第15条の5の2第3号及び第4号並びに第15条の5の3第1項第1号及び第5項第1号

- (2) 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- (3) 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (4) 熊本県砂防指定地管理条例（平成15年熊本県条例第29号）第13条
- (5) 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成26年熊本県条例第48号）第6条第1号イ
（熊本県職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県職員の分限に関する条例（昭和26年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

（熊本県税条例等の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）第74条及び第76条
- (2) 熊本県統計調査条例（昭和30年熊本県条例第19号）第14条及び第15条
- (3) 熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第11条
- (4) 熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）第13条、第14条、第15条第2項及び第16条第2項
- (5) 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第29条
- (6) 熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第21条第1項及び第2項
- (7) 熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第39条から第40条の2まで
- (8) 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年熊本県条例第41号）第17条
- (9) 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年熊本県条例第43号）第16条
- (10) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成2年熊本県条例第56号）第10条第1項
- (11) 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第56条及び第57条
- (12) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第35条
- (13) 熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）第40

条

(14) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成 23 年熊本県条例第 32 号）第 24 条

(15) 熊本県いじめ調査委員会条例（平成 25 年熊本県条例第 64 号）第 9 条

(16) 熊本県いじめ防止対策審議会条例（平成 26 年熊本県条例第 35 号）第 10 条

(17) 熊本県行政不服審査会条例（平成 27 年熊本県条例第 60 号）第 11 条

(18) 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 31 年熊本県条例第 9 号）第 18 条

(19) 熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年熊本県条例第 44 号）附則第 6 項及び第 7 項

（熊本県立自然公園条例の一部改正）

第 5 条 熊本県立自然公園条例（昭和 33 年熊本県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 3 項第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 55 条から第 57 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

第 6 条 熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和 44 年熊本県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 100 条及び第 101 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 102 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 103 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第 7 条 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 54 年熊本県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

（熊本県地下水保全条例の一部改正）

第 8 条 熊本県地下水保全条例（平成 2 年熊本県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 45 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 46 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 47 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正）

第9条 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、「若しくは禁錮の刑」を削る。

第20条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第15条の5の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴

をされた者とみなす。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに熊本県職員等退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（熊本県職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 懲役又は禁錮に処せられた者に係る第3条の規定による改正後の熊本県職員の分限に関する条例第8条第1項の規定の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

（規則への委任）

- 9 この附則に規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

（提案理由）

刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。